令和2年4月21日

県民の皆様へ

保育所・放課後児童クラブ等の対応について

宮城県知事 村井 嘉浩

令和2年4月16日に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の対象区域が全都道府県へと拡大されたことに伴い、保育所や放課後児童クラブ等の対応に関する県の考え方をお知らせします。

県では、保護者が仕事を休むことが困難な子どもの居場所の確保の観点から、保育所や放課後児童クラブ等の休業の要請は行いませんが、感染防止のため、家庭での保育が可能な保護者の方は、できる限り利用を控えていただきますようお願いします。

保育士や放課後児童支援員をはじめとする職員の皆様には,通常とは異なる状況の中で,子どもの居場所を確保するため,負担の大きい業務を続けていただいておりますこと,心から感謝申し上げます。 引き続き,適切な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

また,企業や事業者の皆様には,<u>小さい子どもがいる従業員が休暇</u> 等を取得して家庭で子どもと一緒に過ごすことができるよう,一層 のご配慮をお願いいたします。

県民の皆様におかれましても、社会生活において様々な制約が生じておりますが、子どもたちの安全と健康を守るため、感染拡大防止に向けたご協力をお願いいたします。